

平成29年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成29年6月 6日

閉 会 平成29年6月 8日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月6日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	坂 本 勲 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	三 上 あ け み 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	中 川 悟 君
---------	---------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

1 番 小 鹿 重 一 君

2 番 久 慈 省 悟 君

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 報告第 4号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 6 報告第 5号 蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 7 報告第 6号 蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 8 報告第 7号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について

第 9 報告第 8号 平成28年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）の専決処分について

第10 報告第 9号 平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

第11 報告第10号 平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

第12 報告第11号 平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

第13 報告第12号 平成28年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

第14 報告第13号 平成28年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

- 第15 報告第14号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第16 議案の上程・提案理由の説明
- 議案第27号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第28号 蓬田村産業振興基金条例の制定について
- 議案第29号 平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案
- 議案第30号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第31号 平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第32号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第33号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第34号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第35号 蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第27号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第18 議案第28号 蓬田村産業振興基金条例の制定について
- 第19 議案第35号 蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

午前9時44分 開会

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成29年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤田修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番小鹿重一君、2番久慈省悟君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤田修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月8日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月8日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤田修一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（藤田修一君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものに

ついて報告を求めます。

○村長（久慈修一君） おはようございます。

それでは、平成29年3月定例村議会後の主なる行事及び会議等の行政活動についてご報告申し上げます。

3月11日土曜日、蓬田村中学校の卒業式があり、これに出席をいたしました。

3月17日、蓬田小学校の卒業式があり、これに出席をいたしました。

3月の24日金曜日、青森地域広域事務組合議会が開催されまして、青森市の消防本部に行っております。

3月28日、蓬田村土地改良区総代会、ふるさと総合センターで開催されまして、出席をしております。

3月29日、水曜日でございますが、蓬田村漁業協同組合定期総会が組合事務所で開催され、出席をしております。

4月2日日曜日、蓬田村消防団春季火防演習を実施いたしております。

4月の7日金曜日、蓬田小学校の入学式が午前中に、そして午後から、蓬田中学校の入学式が挙行されまして、出席をしております。

4月の11日火曜日、東青地区消防協会総会が青森市内でございまして、これに出席をいたしました。

4月の21日金曜日、外ヶ浜町地区春の安全安心まちづくり推進大会が、外ヶ浜町を主会場にして開催され、出席をしております。

4月の23日日曜日、安全マスコット配布ということで、交通安全母の会並びに子供たちが出席をして、郷沢のローソン駐車場でこれを行っております。

同日、4月23日日曜日でございますが、新しい町会、自治会、ぐっと町会が設立総会を開催いたしまして、ぐっと町会の集会場でこれを行いました。「ぐっと」というのはグリーンタウンの「グ」と、よもっと団地のよもっとでございますが、の「っ」と下のほうをとって、合わせて「ぐっと」と平仮名で書くと。これは小学生から募集して、それを採用したということで説明がございました。

4月の26日水曜日、日本水道協会簡易水道部会の東北ブロック大会がありまして、岩手県野田村に行っておりまして。

同日、蓬田村老人クラブ連合会総会がふるさと総合センターで開催され、教育長が出席しております。

5月10日水曜日、東津軽郡町村会の総会が青森市内で開催され、本村が5月10日から当郡の町村会長を担うことになって決まりました。

それから、5月11日木曜日でございますが、東北地区国道整備協議会が青森市内であり、これに出席をいたしました。

5月14日日曜日、蓬田中学校の運動会が雨のためトレーニングセンターで開催されました。これに出席をしております。

5月15日月曜日ですが、全国温泉地サミットに参加をいたしました。東京都内で開催され、日帰りで帰ってきております。

5月19日金曜日、蓬田村連合PTA総会が村内であり、出席をいたしました。

5月22日月曜日、田植え督励ということで、JAあおもり蓬田支店長とほか、職員で村内を巡回、激励してまいりました。

5月24日水曜日、青森県域大規模氾濫に対する減災対策協議会が開催され、東青県民局、県道整備事務所が主管となるということで説明を受けてまいりました。

同日午後、国体準備委員会が青森市内で開催され、出席をしております。

5月の28日日曜日、青森県子ども会連合会50周年記念式典が青森市内で開催され、これに出席しております。

6月3日土曜日、外ヶ浜町消防団観閲式が挙行され、これに出席をしております。

6月4日日曜日、蓬田小学校運動会が小学校で開催され、出席をしております。また、同時に平内町消防団観閲式が平内町で開催されましたので、教育長が出席してございます。

以上のとおり、主なるものについてご報告を申し上げます。

○議長（藤田修一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 報告第4号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第5、報告第4号蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 報告第4号、蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

次のページをお開き願います。

専決第10号、専決処分書。

蓬田村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由。地方税法の一部改正に伴い、蓬田村税条例の改正が必要となり、専決処分するものである。

主な改正事項といたしまして、4点ほどあります。

1つ目は、配偶者控除、配偶者特別控除の見直し。2点目といたしましては、居住用超高層建築物にかかわる課税の見直し。3点目といたしまして、固定資産税等の特例措置。4点目といたしまして、災害に関する税制上の措置の常設化が、主なる点になります。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、報告第4号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第5号 蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第6、報告第5号蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 報告第5号、蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

1ページをお開き願います。

専決第12号、専決処分書。

蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正

する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由。半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の改正が必要となり、専決処分するものである。

次のページをお開き願います。

第2条中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第5号は承認することに決定されました。

日程第7 報告第6号 蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第7、報告第6号蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 報告第6号、蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

次のページをお開き願います。

専決第11号、専決処分書。

蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由。過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の改正が必要となり、専決処分するものである。

次のページをお開き願います。

中ほどの第2条中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に延びるという専決

処分になります。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第6号は承認することに決定されました。

日程第8 報告第7号 平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の
専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第8、報告第7号平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 報告第7号、平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）案の専決処分について。

1枚お開きください。

専決第3号、平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）。

平成28年度蓬田村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ259万3,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ23億9,173万5,000円とする。

総務課の主なものをご説明いたします。

11ページをお開きください。

歳入です。

2段目、9款1項1目地方交付税、特別交付税として5,601万円を増額してございます。

次に、14ページ、下段の14款2項1目総務費補助金1節の総務費補助金で、2段目の青森県地域の元気支援事業補助金23万9,000円の減額。これは事業確定で減額したものでございます。

次のページ、15ページです。

上段の14款2項5目消防費県補助金1節の消防費補助金ですけれども、石油備蓄施設立地対策等交付金。これも事業確定で3万円の増額。

その下の3項委託金の1目総務費委託金ですけれども、2の統計調査費委託金10万3,000円の減額。それから、4の選挙費委託金18万2,000円の増額。これはともに事業確定による増減であります。

16ページ、3段目、16款1項1目一般寄附金1節一般寄附金で減額の68万1,000円、これは一般寄附金の件数、額が確定したため、減額したものであります。

それから、一番最後の17款2項3目公共用施設整備基金繰入金、減額の、6,420万円を減額しております。

次のページ、17ページです。

19款3項1目第三セクター貸付金償還金収入ということで、減額の1,000万円です。実績に基づき1社1,000万円の借入れがありましたので、残りの1,000万円を減額してございます。

18ページ、19款4項の最後の2段目の派遣職員人件費負担金441万2,000円、これは県の後期高齢者広域連合のほうに職員1名を派遣してございまして、その職員の支出した分を広域連合から払ってもらったということで、確定して金額を変更してございます。

それから、20款1項3目消防費消防債1節の蓬田村防災無線デジタル化事業債、蓬田村の防災無線デジタル化事業債として80万円の減額。これは事業確定でございます。

続いて、歳出です。20ページをお開きください。

2款1項2目財産管理費の13節委託料、3点ありますけれども、28年度で新公会計システム導入委託ということで事業化してございましたけれども、どうもシステムの完了が間に合わないということで、29年度へ年度を振りかえたため、28年度分をおのこの減額してございます。

それから、8目の企画費で18節備品購入費、除雪機等購入費76万円の減額をしてございます。これは入札の減額分でございます。

それから、21節の貸付金、第三セクター貸付金の1,000万円の減額は、歳入で説明したとおりでございます。

次のページ、21ページをお開きください。

21ページの2款1項13目、それから14目、おのこの財政調整基金と公共施設整備基金の積立金を28年度でしております。

34ページ、お開きください。

9款1項1目非常備消防費13節委託料、蓬田村地域防災計画見直し業務委託料268万9,000円の減額でございますが、これは事業費確定のため減額したものでございます。

それから、2目の消防施設費15節工事請負費84万9,000円の減額は、当初郷沢と蓬田の防災無線のデジタル子局化を組んでおりましたけれども、最終的には1カ所になったということで、84万9,000円の減額をしております。

総務課は以上でございます。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 21ページをお開き願います。

中ほどの2款2項2の賦課徴収費、総額で180万円の減額になります。28年度予算終了に伴う減額補正になります。以上です。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 歳出、23ページをお願いします。

3款1項1目13節委託料115万6,000円を減額しております。

その下ですが、20節扶助費304万円を減額しております。

次に、25ページをお願いします。

3款1項5目20節扶助費160万円を減額しております。

次に、27ページをお願いします。

4款1項2目予防費であります、総額で463万円を減額しております。

次に、一番下のほうにありますが、4款1項3目環境衛生費、総額で1,070万4,000円を減額しております。

次のページをお願いします。

4款1項4目母子衛生費であります、総額で471万9,000円を減額しております。いずれも事務事業の終了に伴い精査したものであります。以上です。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 歳入、15ページをお開き願います。

14款2項4目農林水産費県補助金の1節農業費補助金の経営体育成支援事業ですが、これは法人ごうさわの関係で、トラクターとアタッチメントを購入し、県の補助率3分の1に当たり532万8,000円を減額するものです。

その下の2の農業委員会費交付金、農業委員会交付金は、県実績により人勧分等の関

係で29万6,000円増額しています。

その下の3水産業費補助金、水産基盤機能保全事業補助金ですけれども、これは、蓬田漁港は県管轄であり、事業確定に伴い15万4,000円の減額としました。

次に、歳出の30ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費の15工事請負費、ライスセンター改修工事、これは入札減による329万4,000円の減となりました。

その下のトマト団地造成工事費、これも実績6棟分を建てて21万6,000円の減です。

19節の経営体育成事業費補助金は、先ほど言ったとおりで、532万8,000円の減額です。

31ページをお願いします。

6款3項2目漁港管理費ですが、11節の需用費、修繕費70万円減額ですが、これは一般的な修理がなかったということです。

あとは事業確定による減額です。以上です。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） それでは、建設関係の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入、12ページをお開きください。

12款1項3目1節土木使用料、住宅使用料は、額の確定により133万6,000円の増額となります。これは平成28年度新規入居者分の使用料の増によるものであります。

次に、13ページをお開きください。

13款2項3目1節土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、額の確定により2,520万3,000円の減額になります。その内訳はよもっと団地分2,830万円、除雪ドーザ購入分419万1,000円をそれぞれ減額し、橋梁補修工事分633万4,000円、村道舗装補修工事分95万4,000円をそれぞれ増額となります。

次に、歳出、32ページをお開きください。

中段、8款2項1目13節道路維持費委託料146万円の減額、その下、工事請負費241万9,000円の減額、それぞれ支出金額の確定により減額をしております。

下段、8款2項2目11節の4除排雪費、需用費のうち燃料費330万円を支出の確定により減額しております。

33ページをお開きください。

8款2項2目14使用料及び賃借料140万円の減額、その下、8款2項2目22補償補填及び賠償金200万円、それぞれ支出金額の確定により減額をしております。

下段、8款4項2目公営住宅建設費のよもつと団地関連の予算です。

13節委託料120万円、その下、15節工事請負費7,740万円、それぞれ支出金額の確定により減額しております。以上です。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 教育委員会の主なものについてご説明いたします。34ページ、下の表になります。

10款1項2目7節の学校支援事業支援員人夫及び施設整備人夫賃、合わせて220万円を減額しております。

18節除雪機購入費、こちらは事業の確定による38万5,000円の減額となります。

次のページ、35ページをごらんください。

真ん中の表、10款2項1目小学校費です。11節の燃料費及び光熱水費と合わせて111万3,000円の減額をしております。

15節屋外消火設備改修工事費、こちらは事業の確定による17万3,000円の減額となります。

下段の表、10款3項1目中学校費でございます。11節、こちらも燃料費及び光熱水費、合わせて62万7,000円の減額をしております。

次のページ、36ページをごらんください。一番下の表になります。

10款5項3目社会教育日のこちらも11節燃料費、光熱水費、合わせて74万1,000円を減額しております。

次のページをごらんください。上の表の真ん中になります。

10款6項3目のトレーニングセンター管理費15節サッシ改修工事費、こちらも工事の確定による52万6,000円の減額となります。

そして、4目の施設費28節学校給食センター特別会計繰出金及び学校給食センター特別会計給食費繰出金、合わせて88万8,000円を減額しております。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第7号は承認することに決定されました。

日程第9 報告第8号 平成28年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第9、報告第8号平成28年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）の専決処分について報告を求めます。教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 報告第8号、平成28年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお開きください。

専決第4号、平成28年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,106万1,000円とする。

歳入、5ページをごらんください。

平成28年度の給食の特別会計事業が完了したことよっての減額になります。

給食費負担金、給食費負担金滞納繰越分、合わせて47万7,000円の減額になっております。

それから、繰入金としまして、合わせて88万9,000円の減額になっております。

歳出については、次のページ、6ページをごらんください。上の表になります。

4節共済費から12節役務費まで、合わせて97万4,000円の減額となります。そして、給食費の賄材料費としまして39万2,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより報告第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第8号は承認することに決定されました。

日程第10 報告第9号 平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
(第5号)の専決処分について

○議長(藤田修一君) 日程第10、報告第9号平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長(大川誠治君) 報告第9号、平成28年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決第5号、平成28年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,787万9,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ5億1,091万2,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入になります。

1款1項国民健康保険税ですが、一般被保険者、退職被保険者等と合わせて89万6,000円の増額。

次のページをお開き願います。

3款1項国庫負担金2,670万8,000円の減額。

5款1項前期高齢者交付金4,380万4,000円の減額。

次のページをお開き願います。

6款2項県補助金1,112万5,000円の減額。

7款1項共同事業交付金3,987万8,000円の増額。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目一般会計繰入金332万9,000円を減額しております。

13ページをお開き願います。歳出になります。

2款1項療養諸費ですが、一般被保険者と退職被保険者等の療養給付費、療養費と合計で1,700万1,000円の減額。

次のページをお開きください。

2款2項高額療養費344万2,000円を減額。

17ページをお開きください。

7 款 1 項共同事業拠出金1,200万5,000円をそれぞれ減額しております。

また、その他各費目におきましても所要の予算措置を講じており、歳入歳出それぞれ3,787万9,000円を減額しております。

今回の補正は、国保事業事務事業費の確定に伴い、予算の調整を行ったものでございます。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第9号は承認することに決定されました。

日程第11 報告第10号 平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第11、報告第10号平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について報告を求めます。建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 報告第10号、平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第6号、平成28年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ459万9,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ9,729万2,000円とする。

6ページをお開き願います。

歳出の主なものとして、1款1項1目15節一般管理費の工事請負費309万5,000円、そ

の下、備品購入費46万5,000円をそれぞれ減額しております。

その他の各費目についても、水道事業の確定に伴い、予算調整を行っております。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第10号は承認することに決定されました。

日程第12 報告第11号 平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算
(第5号)の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第12、報告第11号平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 報告第11号、平成28年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同法第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

次のページをお開きください。

専決第7号、平成28年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,424万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ4億7,605万4,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。歳入になります。

1款1項介護保険料特別徴収、普通徴収、合わせて1,381万4,000円の減額。

3款1項国庫負担金1,473万7,000円の減額。

次のページをお開きください。

3款2項国庫補助金275万8,000円の増額。

4 款 1 項支払基金交付金1,625万7,000円の減額。

5 款 1 項県負担金641万5,000円の増額。

次のページをお開きください。

5 款 3 項県補助金138万9,000円の減額。

次のページをお開きください。

6 款 1 項一般会計繰入金551万7,000円の減額。

6 款 2 項基金繰入金828万5,000円を増額しております。

14ページをお開きください。歳出になります。

2 款 1 項介護サービス等諸費1,335万1,000円の減額。

次のページをお開きください。

2 款 2 項介護予防サービス等諸費592万2,000円の減額。

次のページをお開きください。

2 款 6 項特定入所者介護サービス等諸費277万3,000円の減額。

19ページをお開きください。

3 款 2 項包括的支援事業任意事業費359万9,000円を減額しております。

また、その他各費目におきましても所要の予算措置を講じており、歳入歳出それぞれ3,424万2,000円を減額しております。

介護事業事務事業費の確定に伴い、予算調整を行ったものでございます。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第11号は承認することに決定されました。

日程第13 報告第12号 平成28年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第13、報告第12号平成28年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 報告第12号、平成28年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものであります。

1枚めくっていただいて、専決第8号、平成28年度蓬田村の宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ708万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を466万4,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

歳入の1款1項1目1節宅地造成売払収入642万4,000円の減額であります。まだ残り一区画あるということで、これの分の減額になります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第12号は承認することに決定されました。

日程第14 報告第13号 平成28年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について

○議長（藤田修一君） 日程第14、報告第13号平成28年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 報告第13号、平成28年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同法第3項

の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決第9号、平成28年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ8,441万1,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳入になります。

1款1項後期高齢者医療保険料4万9,000円の増額。

3款1項一般会計繰入金281万6,000円の減額。

7ページをお開きください。歳出になります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金141万4,000円の減額。

その他各費目におきましても所要の予算措置を講じており、歳入歳出それぞれ150万6,000円を減額しております。

今回の補正は、後期高齢者医療事業の事務事業費の確定に伴い、予算調整を行ったものでございます。

以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、報告第13号は承認することに決定されました。

日程第15 報告第14号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（藤田修一君） 日程第15、報告第14号繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 報告第14号、繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成28年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり

翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

1枚お開きください。

2款総務費1項総務管理費、事業名といたしまして、個人番号カード交付事業ということで23万6,000円を翌年度へ繰り越すものであります。財源の内訳といたしましては、国県支出金が23万6,000円ということで、計算書を報告いたします。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 個人番号カード交付事業ですけれども、交付されていない人数はどれぐらい村ではあるのか伺います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今ちょっと手元に詳しい資料がございませんけれども、事務の担当から聞いたところによると、二十数名ほどまだもらいに来ていない人がいるということで、その方々のカードをいつのタイミングでお知らせをするかということがまだ残っているということになります。

あと、総務省のほうでは、余り長くなるようであれば、そのカードを一旦破棄して、本人が欲しいのであれば、もう1回交付申請をしてもらうという方法を考えているようでございます。

以上です。

○議長（藤田修一君） 7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 他の自治体では、それを廃棄処分、廃棄している自治体があるようですけれども、蓬田村としてはその引き取りに来ない人というのですか、そういうことを考えた場合、どのように、いつまでも保管するのか、あるいは廃棄処分にするのか、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 年度を越えていますことから、ここ一、二カ月のうちに各本人宛てに郵送、引き取りのお知らせを出しまして、それに応じない、連絡がつかない場合は、その後一定期間を保管して、その後破棄するという形になると思います。

以上であります。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、質疑を終わります。

以上で、報告第14号、繰越明許費の報告を終わります。

日程第16 議案の上程

○議長(藤田修一君) 日程第16、議案の上程。今期定例会に提出されております議案9件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。

○村長(久慈修一君) それでは、平成29年蓬田村議会第2回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案9件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第27号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法の一部と蓬田村国民健康保険税率の改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第28号、蓬田村産業振興基金条例の制定については、蓬田村産業振興基金の設立に当たり、条例の制定が必要となり提案するものであります。

議案第29号、平成29年度蓬田村一般会計補正予算(第1号)案についてご説明いたします。

歳入の主なるものとして、県支出金287万円、寄附金200万円、繰入金5,790万円などを増額し、諸収入83万円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費833万6,000円、民生費1,130万2,000円、衛生費5,339万7,000円などを増額し、土木費727万5,000円、教育費1,044万6,000円を減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに6,266万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ22億546万4,000円となるわけであります。

議案第30号、平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案につきましては、歳入の主なるもので、国民健康保険税1,203万2,000円、繰入金666万6,000円などを増額し、療養給付費等交付金612万2,000円、前期高齢者交付金1,376万3,000円を減額しております。

次に、歳出で、総務費25万4,000円を減額しております。このほかの科目においても、

所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに25万4,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億4,014万6,000円となるわけであります。

議案第31号、平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入で繰入金9,000円を増額し、歳出で総務費9,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに9,000円を増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億229万1,000円となるわけであります。

議案第32号、平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入の主なるもので、繰入金680万3,000円などを増額し、歳出で、総務費668万7,000円、地域支援事業費92万円を増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出とも760万7,000円を増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億1,951万3,000円となるわけであります。

議案第33号、平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入で繰入金198万7,000円を減額し、歳出で総務費198万7,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに198万7,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,109万7,000円となるわけであります。

議案第34号、蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を得るために提案するものであります。

議案第35号、蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、村長の平成29年7月1日から9月30日までの間における給料の月額を改正するために提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

日程第17 議案第27号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第17、議案第27号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 議案第27号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。

地方税法の一部と蓬田村国民健康保険税率の改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり、提案するものであります。

次のページをお開き願います。

中ほどの第6条中「100分の1」を「100分の2」に改める。

第7条中「100分の5」を「100分の12」に改める。

第7条の2中「4,800円」を「1万2,000円」に改める。

第7条の3第1号中「3,600円」を「8,000円」に改める。

第7条の3第2号中「1,800円」を「4,000円」に改める。

第7条の3第3号中「2,700円」を「6,000円」に改める。

第23条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改めるようになります。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 今回の国保税の引き上げの理由は何でしょうか。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 平成30年度から国保税の徴収が県のほうに預託されるものですから、その際に不足分が生じることがありまして、今回後期高齢の分を引き上げするものです。

以上です。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 県における広域化で、国保税は幾らぐらい、今現在よりも何割ぐらい引き上げが予定、予定というか、予算で見ているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 30年度までには約33%ぐらいの増額が必要となります。

以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この国保税の引き上げには反対いたします。

国が進める広域化で、国保加入者の保険料の引き上げが以前から指摘をされてきました。自治体が独自に進める軽減対策や補填金による国保税値上げを抑える機能ができなくなります。国保制度の広域化で保険料が下がる見込みがない段階では、それは全く意味がない制度ではないでしょうか。

今回の国保税の引き上げは、広域化による大幅な値上げを一気に行うことを和らげるためのものであり、その後は大幅な引き上げが待ち構えることとなります。課長の答弁では、33%も引き上げになるということになります。

この制度を進めている安倍内閣は、社会保障費の増加分を抑え、軍事費は大幅な増加をする予算を毎年続けているわけです。住民に苦痛を与える政策に、村長はこれらの政策に対してぜひ意見を言うべきではないでしょうか。国保税の値上げでさらに滞納者がふえてきます。暮らしを守る政策をとる必要があります、それを村長に求め、反対討論いたします。

以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第28号 蓬田村産業振興基金条例の制定について

○議長（藤田修一君） 日程第18、議案第28号蓬田村産業振興基金条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 議案第28号、蓬田村産業振興基金条例の制定について。

蓬田村産業振興基金条例を次のように定める。

提案理由。

蓬田村産業振興基金条例を定めるため提案するものである。

内訳は、中沢の漁業者が役場に訪れ、地域の農漁業の活性化に役立ててくださいと寄附されました。その寄附金を有効に活用するため、基金条例を定め、その後事業展開するものです。

次をお開きください。

第1条です。この条例は、地域の農漁業活性化を図り、基盤整備促進のため蓬田村産業振興基金を設置する。

第2条、基金の額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならない。

第4条、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

第5条、基金は、次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 新規作物の導入等による農業経営の改善・安定に関する事業。
- (2) 需要の開拓、新商品の開発等による地域特産物の進行に関する事業。
- (3) 農漁業の体験等地域間交流の促進に関する事業。
- (4) 地域就業機会の増大に関する事業。
- (5) 農漁業等を担う人材の育成確保に関する事業。
- (6) 地域の活性化推進のための企画調査に関する事業。

第6条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が定める。

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案28号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第35号 蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第19、議案第35号蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第35号、蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしまして、村長の平成29年7月1日から9月30日までの間における給料月額を改正するために提案するものであります。

1枚お開きください。

蓬田村特別職職員の給与の特例に関する条例。

平成28年蓬田村条例第28号の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（特例措置）として、第3条、村長の平成29年7月1日から平成29年9月30日までの間における給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により支給することとなる額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 村長の給料減額ということですが、その理由と、それにかかわる減額の予算というのは幾らぐらいになりますか。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この議案の提案につきましては、私から事務当局に命じて減額をすることにいたしました。

まず、1つの理由といたしましては、やはり平成28年1月に発生した、今回一般質問でもございますように、踏切事故の関係についての責任のとり方、これが1つでございます。

次は、職員の飲酒運転、これに対する責任のあり方について、最終的に自分が責任をとりたい。

もう一つは、よもぎたアシストに関する百条委員会が設置されて、それを実施したわけではありますが、その赤字に対する責任ということがございます。

いずれにいたしましても、一つ一つ、常にそれを処分していくということは非常に難しい。職員に対してはある程度の責任を求めてやってきたわけでございますけれども、最終的にはトップである、リーダーである私自身の決定に基づき行政が動いているということを考えれば、自分自身を律し、そして職員に対しても自分たちの仕事ということをもう一度きちんとやっていただくということを考えておきまして、今回提案させていただいたものです。よろしく申し上げます。

○議長（藤田修一君） 総務課長、額について。（「額について、いいですか」の声あり）村長。

○村長（久慈修一君） 自分のことでございますので、自分でも試算をしております。50万4,000円でございますので、10分の1カット、5万400円、これが月額でございます。その3倍ということで、15万円ちょっとということになります。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時07分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員